

山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

平成 31 年2月8日山武市告示第 16 号

山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるコンクリートブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なコンクリートブロック塀等の撤去をする者に対し、山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、山武市補助金等交付規則(平成 18 年山武市規則第 53 号。)の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (2) 道路 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条に規定する道路及び道をいう。
- (3) 危険コンクリートブロック塀等 次の各要件のいずれかに該当するコンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ造その他組石造を用いて築造した塀及び門柱並びにこれらの基礎をいう。
 - イ 山武市内に存在すること。
 - ロ 道路面からの高さが 1メートル(擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが 1メートル以上、かつ、塀等の高さが 60センチメートル以上のもの)以上であること。
 - ハ 道路に面していること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 - ニ 危険コンクリートブロック塀等が設置された敷地とその敷地が面する道路との境界が確定していること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、危険コンクリートブロック塀等を撤去する事業とする。ただし、危険コンクリートブロック塀等の一部を撤去する場合は、一部を撤去することにより倒壊の危険がなくなること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、危険コンクリートブロック塀等の所有者又は管理者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 当該危険コンクリートブロック塀等が設置されている敷地で、すでにこの要綱又は趣旨が同様若しくは類似するものに基づいて補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 当該危険コンクリートブロック塀等の所有者から撤去事業の承諾を受けていない管理者

- (4) 販売を目的として整地や建物解体工事をする際に危険コンクリートブロック塀等を撤去する者
- (5) 道路改良等公共事業の補償の対象となる危険コンクリートブロック塀等の撤去を行う者
- (6) 自己が所有する危険コンクリートブロック塀等を自ら撤去する者
- (7) 危険コンクリートブロック塀等を所有する法人
- (8) 山武市暴力団排除条例(平成24年山武市条例第1号)第9条に規定する暴力団密接関係者
- (9) その他特に市長が不相当とする者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、危険コンクリートブロック塀等の撤去に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、危険コンクリートブロック塀等の撤去に要する経費又は撤去する危険コンクリートブロック塀等の延長に1メートル当たり10,000円乗じた額のいずれか少ない額とし、上限を100,000円とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 除却する予定の危険コンクリートブロック塀等に関する図面
- (3) 施工前の写真
- (4) 危険コンクリートブロック塀等の撤去に要する経費の総額の見積書の写し
- (5) 危険コンクリートブロック塀等が敷設された敷地の所有者であることを証する書面
- (6) 市税等の納税証明書(別記第2号様式)

(交付の申請の期限)

第8条 前条の交付の申請の期限は、補助金の交付の決定を受けようとする年度の11月末日とする。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(地位の承継)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が死亡した場合において、補助事業者の承継人が交付決定のあった内容で危険コンクリートブロック塀等の撤去を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

2 補助事業者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、補助事業者の承継人が交付決定のあった内容で危険コンクリートブロック塀等の撤去を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

3 前2項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業承継届(別記第4号様式)に地位を承継する者であることを証する書面を添付して市長に提出しなければならない。

(変更等の申請)

第11条 補助事業者は、補助事業の計画を変更又は中止するときは、速やかに山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業変更等承認申請書(別記第5号様式)により市長の承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業変更等(承認・不承認)通知書(別記第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末日までのいずれか早い時期までに山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業実績報告書(別記第7号様式)により、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (2) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書の写し
- (3) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (4) 補助対象事業に要した経費の総額の領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金交付額確定通知書(別記第8号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金交付請求書(別記第9号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金交付決定取消通知書(別記第10号様式)により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年4月1日から施行する。